

上川町国土強靱化地域計画

令和2年12月

上 川 町

目 次

1章 はじめに	1
1 計画の策定趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の推進期間	2
2章 強靱化の基本的な考え方	3
1 上川町の概況と災害履歴	3
2 強靱化計画の基本目標	6
3 想定するリスク	7
3章 脆弱性評価	8
1 脆弱性評価の考え方	8
2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定	9
3 脆弱性評価の実施手順	9
4 脆弱性評価結果	10
4章 強靱化のための施策プログラム	26
1 施策プログラムの考え方	26
2 施策プログラム一覧	27
5章 計画の進捗管理	41
1 計画の進行管理	41
2 推進体制	42
別表	43
別表1 分野別計画一覧	43
別表2 所管別推進事業一覧	44

1章 はじめに

1 計画の策定趣旨

国では、東日本大震災の教訓を踏まえ、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という）を平成25年12月に施行しました。

基本法施行後5年が経過した平成30年12月に「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という）が見直され、国土強靱化の理念では、大規模災害等への備えについて、予断を待たずに最悪の事態を念頭に置き、従来の狭い意味での「防災」の範囲を超えて、まちづくり政策・産業政策も含めた総合的な対応を見据えることが必要であり、このため、いかなる災害等が発生しようとも、①人命の保護が最大限図られること ②国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること ③国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 ④迅速な復旧復興 を基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」を推進するものとしています。

また、基本法第4条では地方公共団体の責務として「国土強靱化に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する」とされ、第13条では「都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、（中略）国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という）を、（中略）市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる」としています。

以上を踏まえて、本町における大規模自然災害等に対する脆弱性を見つめ直し、今後想定される大規模自然災害等から町民と財産を守ることはもとより、本町の持続的な成長と地方創生の促進を図り、災害に負けない強さとしなやかさを兼ね備えた地域を確立することを目的として、本計画を策定するものです。

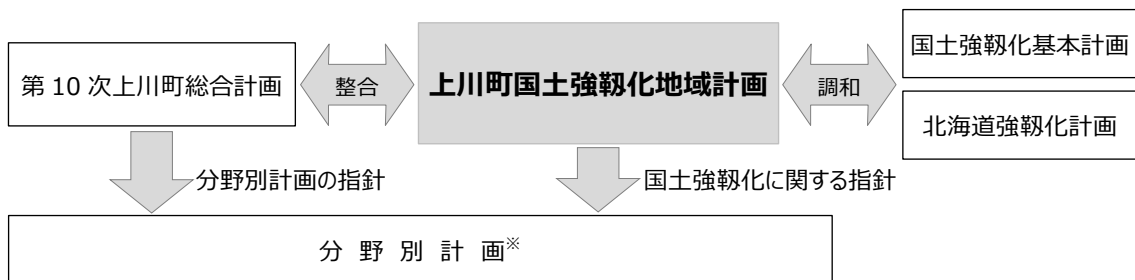
2 計画の位置づけ

(1) 計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものです。

国の基本計画、北海道強靱化計画との調和を図りながら、本町の最上位計画である第10次上川町総合計画と整合・調和を図り、本町の強靱化に係る指針となる計画として位置付けます。

図 1-1 計画の位置づけ



※分野別計画については、別表1「分野別計画一覧」(P43)を参照

(2) 地域防災計画との役割分担

国土強靱化地域計画

あらゆる大規模自然災害等を想定しながら、最悪の事態に至らないために事前に取り組むべき施策（発災前（＝平時）の施策）を対象とし、防災のほか、まちづくりや産業も含めた総合的な対策を示すものです。

地域防災計画

災害予防のほか、地震や火山といった特定の災害ごとに災害応急対策及び災害復旧などの発災時及び発災後の対処そのものを取りまとめたものです。

3 計画の推進期間

本計画は、町内外における社会情勢の変化や国や北海道の強靱化に向けた推進状況に応じた施策の推進が必要となることから、計画推進期間は、国の基本計画及び北海道強靱化計画を踏まえ、概ね5年間（令和3～7年度）とします。

なお、計画期間内においても社会情勢の大きな変化等により、計画内容の見直しが必要な場合は適宜見直しを行います。

2章 強靱化の基本的な考え方

1 上川町の概況と災害履歴

(1) 位置・面積・地勢

北海道のほぼ中心部に広がる本町は、東経142度41分～143度11分、北緯43度31分～43度57分に位置し、東はオホーツク管内遠軽町、滝上町、南は十勝管内上士幌町、新得町、西は愛別町、当麻町、北は士別市など11の市町に接しています。

面積は1,049.47km²と広大な面積を有し、大部分が山林です。また、大雪山国立公園の北方部に位置し、大雪山系を水源とする石狩川が周辺の各山岳から発する幾多の小河川と合流しながら、層雲峡、市街地を抜け愛別町方面に流れています。

図 2-1 上川町の位置



表 2-1 地目別面積

(単位：k m²)

	田	畑	宅地	池沼	山林	牧場	雑種地	原野	その他	総面積
面積	5.67	7.87	2.17	0.42	906.06	10.31	7.13	13.64	96.20	1,049.47
	0.5%	0.7%	0.2%	0.0%	86.3%	1.0%	0.7%	1.3%	9.2%	100.0%

資料：令和2年北海道統計書

(2) 気候

気候は内陸性気候で、夏季、冬季、また昼夜における寒暖の差が大きく、直近5年平均気温は最高気温31.6℃、最低気温が-25.3℃でその幅は56.9℃となっています。

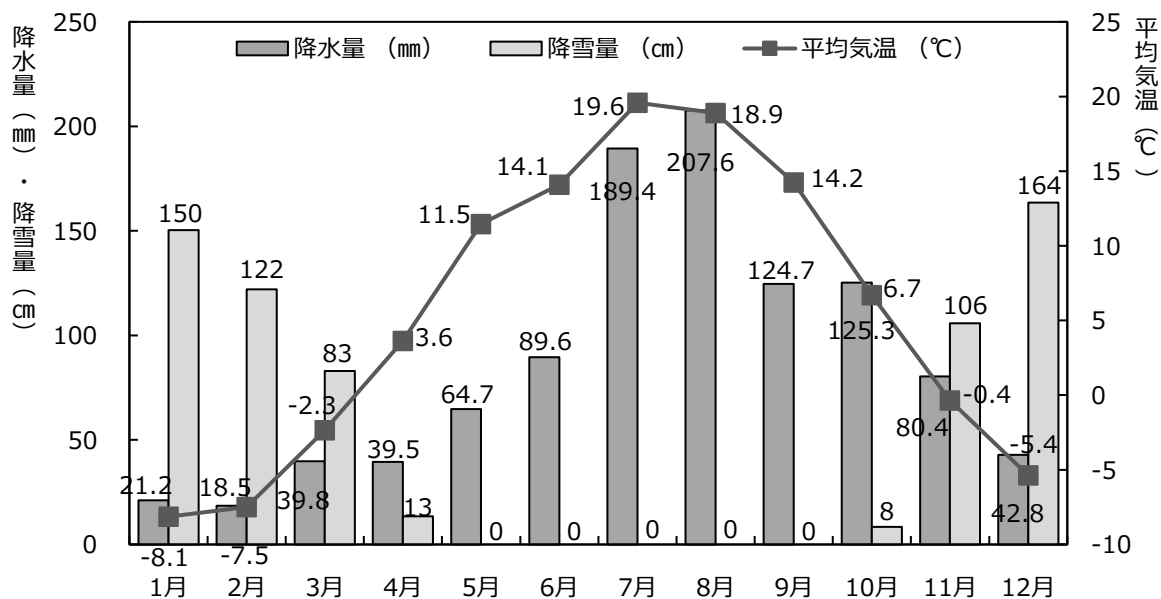
降雨量は年間1,043mm程度で、7～8月が多く、降雪量は650cm程度となっています。

表 2-2 上川町の気象概要 (平成27～令和元年)

	年降水量 (mm)	気温			平均風速 (m/s)	降雪量 (cm)
		平均気温 (℃)	最高気温 (℃)	最低気温 (℃)		
平成27年	1,121.0	5.8	28.8	-26.3	2.3	595
平成28年	1,280.0	5.2	31.2	-25.3	2.5	647
平成29年	835.0	5.0	31.8	-25.7	2.3	682
平成30年	1,125.0	5.6	33.1	-22.6	2.4	693
令和元年	856.5	5.5	33.3	-26.5	2.3	648
平均	1,043.5	5.4	31.6	-25.3	2.4	653

資料：気象庁ホームページ

図 2-2 月別降水・降雪量・平均気温（平成 27～令和元年平均）

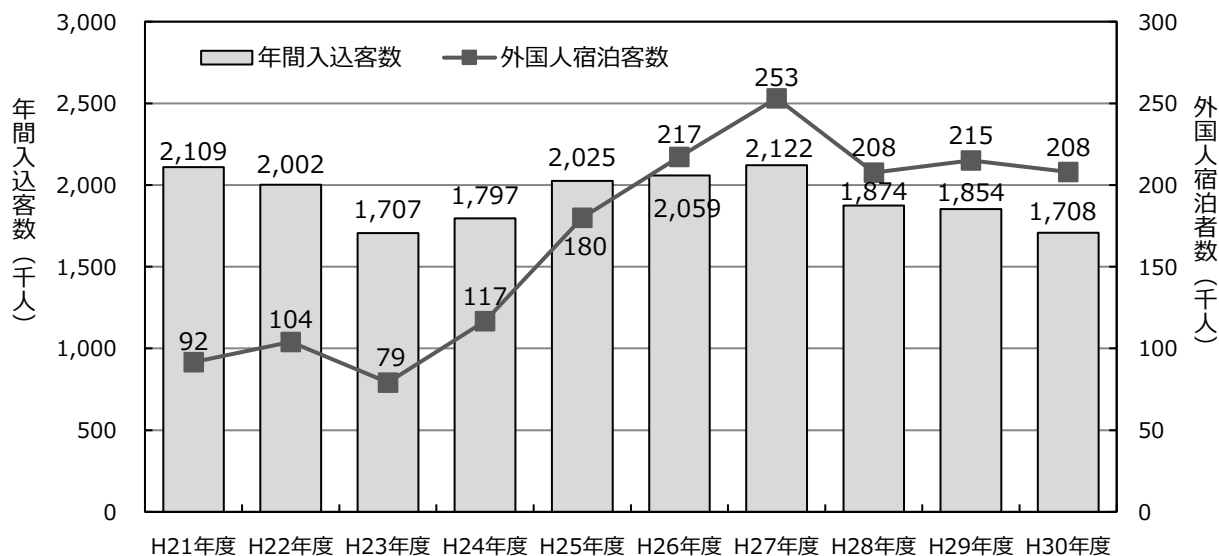


(3) 観光

観光入込客数は、東日本大震災が発生した平成 23 年度を境に増加し、平成 27 年度の入込客数は 210 万人を超えましたが、その後は減少傾向となっています。

また、震災後から海外からの観光客が増加しており、平成 26 年度以降 20 万人超が宿泊しています。

図 2-3 観光入込客数の推移



資料：北海道観光入込客数調査

(4) 主な災害履歴

町内でのこれまでの主な災害履歴は、台風や大雨による死傷者や浸水被害が発生しています。近年では、平成28年の台風9号及び11号の一連の台風で被害が発生しています。

表 2-3 上川町の主な災害履歴

【風水害】

年月日	原因	町内の主な被害
S29.9.26	台風15号	死者4、負傷者1、住家被害：全壊127、半壊173、被住家被害：全壊187、半壊135、農作物685ha など
S45.8.1	大雨	全壊8、半壊13、一部損壊20、床上浸水118、床下浸水1,822 など
S50.8.23 ～8.24	台風6号	死者6、負傷者2、全壊1、床上浸水12、床下浸水3、水田流失0.37ha、水田冠水5.10ha、橋梁流失1 など
S56.8.3 ～8.6	大雨	農作物23.03ha、土砂崩れ17 など
H2.9.3	大雨	床上浸水10、床下浸水99、水田冠水25.5a、畑冠水71.0a など
H16.9.8	暴風	負傷者2、住家被害：一部損壊68、被住家被害：全壊15、半壊1、一部損壊106 など
H28.8.23	台風9号、及び11号	負傷者1、土石流等2、田畑等浸水16.0ha、落橋1 など

【その他】

年月日	災害種別	発生個所	被害状況
S60.5.24 ～5.25	山火事	中越上川事業区	国有林29.38ha
S62.6.9	岩盤崩落	層雲峡「天城岩」	死者3、負傷者6

資料：上川町地域防災計画 資料編、内閣府 防災情報（H27以降）

2 強靱化計画の基本目標

本町は、大雪山国立公園の北方部に位置した豊かな自然に恵まれ、層雲峡を中心に年間170万人以上の観光客が訪れていますが、一方では、人口減少や高齢化の進行等による地域活力低下や、都市間・地域間交通ネットワーク維持などが課題となっています。

このような状況の中で、大規模な自然災害が発生すると激甚な被害が生じることが懸念されます。

本町における強靱化は、大規模自然災害から人命・財産を守り、重要な社会経済活動を維持することにあります。加えて平時の段階から、大規模自然災害への対応を見据えた、産業、交通、エネルギー、まちづくりなど幅広い分野における機能の強化を図り、人口減少対策や地域活性化など直面する政策課題にも有効に作用した、持続可能なまちづくりにつながるものでなければなりません。そのためには、行政だけでなく、町民・事業者等、上川町に関わる全ての主体者が、それぞれの立場から一丸となって取り組む必要があります。

また、国の基本計画では、「人命の保護が最大限図られること」、「国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること」、「国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化」、「迅速な復旧復興」という4つの基本目標、北海道強靱化計画では、「大規模自然災害から道民の生命・財産と北海道の社会経済システムを守る」、「北海道の強みを活かし、国全体の強靱化に貢献する」、「北海道の持続的成長を促進する」という3つの基本目標をそれぞれ掲げ、強靱化を推進しているところです。

以上を踏まえ、「上川町国土強靱化地域計画」では、いかなる災害等が発生しようとも、以下を基本目標として、第10次上川町総合計画の将来像である「～自然と調和した未来～恵み豊かな大地と人がおりなすおもてなしのまち 上川」の実現を目指します。

基本目標

- ① 大規模自然災害から人命・財産と重要な社会経済機能を守る
- ② 迅速な復旧復興
- ③ 自然と調和した未来に向けた持続的な成長促進と国・北海道の強靱化への貢献

3 想定するリスク

想定するリスクは、自然災害のみならず、大規模事故など幅広い事象が想定され得ますが、国の基本計画、北海道強靱化計画ともに、大規模自然災害は一たび発生すれば広範囲に甚大な被害をもたらすことから、大規模自然災害を対象としていることを踏まえ、本計画においても大規模自然災害を想定します。

大規模自然災害の範囲については、上川町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般とします。また、首都直下地震や南海トラフ地震など、国家的規模の自然災害や全道規模の自然災害についても上川町として対応すべきリスクの対象とします。

(1) 地震

本町では、これまで地震による被害はありませんが、北海道が平成30年2月に公表した地震被害想定調査結果では、町内で地震動が強い地震は、十勝沖の海溝型地震が最大震度6弱(5.5)、内陸型地震では十勝平野断層帯主部の地震が最大震度6弱(5.6)、沼田一砂川付近の断層帯の地震が最大震度6弱(5.5)とされており、今後、大地震が発生する可能性があります。

また、全道においては、平成30年に発生した北海道胆振東部地震において、大規模な停電が発生しました。

(2) 火山噴火

大雪山は、常時観測火山に該当し、平成31年3月から噴火警戒レベルの運用が開始されており、大規模な火山噴火が発生した場合は、被害が発生する可能性があります。

(3) 豪雨／暴風雨

本町では、これまで台風や大雨による自然災害が度々発生しています。また、近年は道内で集中豪雨による災害が頻繁に発生しており、本町の場合は、石狩川等の河川増水・浸水に伴う被害や土砂災害の発生が懸念されます。

(4) 豪雪／暴風雪

本町は、豪雪地帯対策特別措置法による特別豪雪地帯に指定されており、これまで豪雪等による大きな被害はないものの、吹雪による交通障害は頻繁に発生しています。また、雪崩発生による交通障害等も懸念されます。

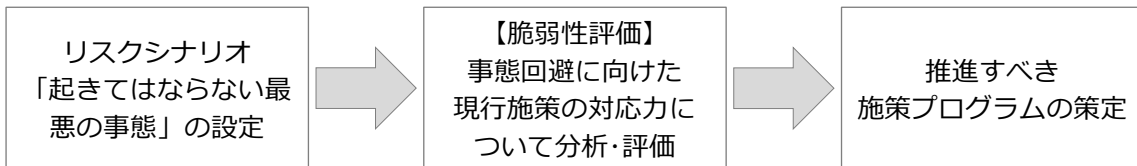
3章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（以下、「脆弱性評価」という）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的・効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第5項）、国の基本計画、北海道強靱化計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方針が示されています。

本計画においても、本町の強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法等を参考に、「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」が発生する要因を想定し、リスクシナリオ回避に向けた現行施策等の取組状況や課題等を整理し、脆弱性評価を行います。

図 3-1 脆弱性評価を通じた施策検討の流れ



2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

国の基本計画では、8つの「事前に備えるべき目標」、45の「起きてはならない最悪の事態」が設定されています。また、北海道強靱化計画では、7つのカテゴリーと21の「起きてはならない最悪の事態」が設定されています。

以上を踏まえながら、本町の脆弱性評価の前提となるリスクシナリオとして、7つのカテゴリーと20の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。

表 3-1 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

カテゴリー	リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）：20 項目
1 人命の保護	1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生
	1-2 火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生
	1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
	1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
	1-5 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大
	1-6 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大
2 救助・救急活動等の迅速な実施	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
	2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞
	2-3 旅行者を含む大量の帰宅困難者等の発生
	2-4 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺
3 行政機能の確保	3-1 町内外における行政機能の大幅な低下
4 ライフラインの確保	4-1 エネルギー供給の停止
	4-2 食料の安定供給の停滞
	4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止
	4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
5 経済活動の機能維持	5-1 観光業・農業・製造業等の事業活動の停止及び風評被害による経済活動の停滞
6 二次災害の抑制	6-1 ため池の機能不全等による二次災害の発生
	6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
7 迅速な復旧・復興等	7-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ
	7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

3 脆弱性評価の実施手順

20のリスクシナリオごとに、現行施策の取組を振り返り、現状の進捗状況や課題等について分析・評価を行います。

4 脆弱性評価結果

(1) 評価結果の概要

1 「人命の保護」に関する事項

- 住宅・建築物の耐震化や老朽化対策を推進するため、公共建築物については、個別施設ごとの長寿命化計画に基づく計画的な事業を推進する必要があるとともに、民間建築物については、費用助成等の適切な対応を進める必要があります。特に、要緊急安全確認大規模建築物の耐震改修促進、冬の厳しい自然条件下を想定した指定緊急避難場所等の計画的な整備・更新を進め、安全性の確保を整える必要があります。
- 火山噴火や土砂災害、市街地浸水に備えて、ハザードマップや大雪山火山避難計画、土砂災害指定区域、浸水リスク可能性等への周知を進める必要があるとともに、効果的・効率的な対策と災害発生時における安全性確認体制を整備する必要があります。
- 暴風雪や豪雪時における交通確保のために、各関係機関が連携し異常気象における情報共有や相互連携を強化した円滑な除雪体制及び道路管理体制の確保等を強化する必要があります。

2 「救助・救急活動等の迅速な実施」に関する事項

- 災害発生による物資・エネルギー供給停止時における災害協定の実効性を確保するために、平時から連絡体制を整備し関係強化に取り組む必要があります。また、要配慮者向けも考慮した非常用物資の備蓄の充実と、家庭や企業等へ自発的な備蓄を促進するための啓発に取り組む必要があります。
- 被災時における救助・救急活動が停滞しないよう、防災訓練などの機会を通じた関係行政機関相互の情報共有・連携体制を強化し、災害対応の実効性を高めるとともに、消防車両・資機材の整備等を図る必要があります。また、地域住民等に対して救命処置の普及啓発を進める必要があります。
- 旅行者を含む大量の帰宅困難者等が発生した場合に備えて、他地域からの応援が無くても対応できる避難・備蓄体制、代替輸送の確保や空からのアクセスも含めた運行経路等の整備・調整体制、孤立集落等への情報収集・提供手段を事前に確保することが必要です。
- 被災地における保健・医療・福祉機能等が麻痺しないよう、各種予防接種等の平時における感染症対策に加え、行政保健師の教育・訓練実施による体制整備と感染対策や環境整備のマニュアルを推進する必要があります。加えて、上川医療センターにおける災害時に必要な診療体制や、社会福祉協議会等や各社会福祉施設関係団体との協力・支援体制整備の推進による福祉対応体制を整備する必要があります。

3 「行政機能の確保」に関する事項

- 上川町災害時職員初動マニュアル及び上川町業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）に基づいた、本部機能の実施体制や行政業務の継続体制、災害応急体制や受援体制等を整備する必要があります。特に、防災拠点となる役場及び消防庁舎の耐震性が確保されていないことから、大規模災害発生時においても、業務継続が可能となるための整備が必要です。

4 「ライフラインの確保」に関する事項

- 災害時における再生可能エネルギーの利活用可能性を踏まえ、再生可能エネルギーの更なる基盤整備を進める一方で、緊急車両や避難所等に石油燃料供給を安定確保するための石油販売業者との協定が有効に機能するよう、平時からの連携強化を図る必要があります。
- 農業生産基盤を維持するために、農地・農業施設の防災・減災対策に係る整備を推進する必要があるとともに、農業の持続的な発展に向けた新規就農者や農業後継者に対する支援・強化・育成などの取組を効果的に推進する必要があります。
- 災害時においても給水・排水機能を確保するための計画的な整備と、水道施設の機能不全時の緊急時給水体制の確保を促進するとともに、水道・下水道BCPについて、訓練等を通じた検証・見直しを進め、実行性を確保する必要があります。
- 北海道や関係自治体と連携しながら、広域交通の分断を回避するための地域高規格道路や緊急輸送道路避難等のネットワーク化、JR石北本線の維持確保に向けた取組を推進する必要があります。町内においては、道路及び橋梁など道路施設の計画的な整備や、地域公共交通であるバス路線維持に向けた取組を推進する必要があります。

5 「経済活動の機能維持」に関する事項

- 町内企業に対して事業継続体制の強化を図っていくとともに、そのための設備資金に係る金融支援等や連携体制を構築する必要があります。また、被災時における企業向けの金融支援策について検討する必要があります。一方で、首都圏等に立地する企業等リスク分散に対するニーズを活かした、企業誘致に取り組む必要があります。

6 「二次災害の抑制」に関する事項

- 大規模地震や豪雨等を起因とした、ため池の決壊などによる二次被害を防止するため、ため池の点検・診断と必要な対策を推進するとともに、必要に応じて防災重点ため池ハザードマップの作成等を進める必要があります。
- 大雨や地震等の災害時における山地被害を防止するため、整備放棄林になる可能性がある私有林を町有林化し森林管理を推進する必要があります。また、農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果を維持するため、農業水路施設等の適正な保全を推進する必要があります。

7 「迅速な復旧・復興等」に関する事項

- 大量の災害廃棄物を迅速に処理するための、災害廃棄物処理計画の策定や災害廃棄物処理体制の構築と、被災者の住まいの迅速な確保・生活再建のために必要な業務に向けた、職員の能力向上を図るなどの検討を行う必要があります。また、発災後の迅速な復旧・復興を図るために必要な地籍調査を推進する必要があります。
- 災害時における、応急対策業務に関する建設業団体と協定が効率的に行われるよう、一層の連携体制を強化するとともに、今後の施設等の老朽化対策等の着実な推進に向けて、建設土木業就業者の若手層を中心とした将来の担い手確保に取り組む必要があります。

(2) 評価結果

1 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

— 評価結果 —

1-1-1 住宅、建築物等の耐震化

- 住宅は、耐震診断、耐震改修にかかわる相談体制の整備、情報提供の充実、促進のための所有者支援、安全対策の推進などの施策を継続・延長する必要がある。
- 要緊急安全確認大規模建築物に該当する民間建築物の耐震改修を促進する必要がある。
- 不特定多数が集まる公共施設のうち、小中学校、体育館、保健センター等は耐震改修を実施したものの、未だ未実施の施設については、耐震診断結果に基づく必要な耐震改修を進める必要がある。

1-1-2 建築物等の老朽化対策

- 公共建築物については、上川町公共施設等総合管理計画に沿った維持管理、保守、更新、除却を進めるとともに、町営住宅における上川町公営住宅等長寿命化計画など個別施設ごとの長寿命化計画を策定し計画的に事業を推進していく必要がある。
- 民間建築物については、建築物の新設・増改築・改修に係る費用助成を継続して行い老朽化を防ぐ必要があるとともに、老朽化の進んだ住宅等については解体を促進する等適切な対応を進める必要がある。

1-1-3 避難場所の指定・整備・普及啓発

- 災害時の指定緊急避難場所、指定避難所及び福祉避難所、避難所等の周辺環境、避難所等への道路等について、計画的な整備・更新を継続して進め、安全性の確保を整える必要がある。
- 災害の種類や状況に応じた安全な指定緊急避難場所、指定避難所及び福祉避難所について、防災ハザードマップ等による地域住民・観光客への周知を継続して進める必要がある。

1-1-4 緊急輸送道路等の整備

- 救急救援活動等に必要緊急輸送道路や避難路について、国や北海道と連携を図り整備を推進する必要がある。また、被災時において、避難や救助を円滑かつ迅速に行うため、緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化や市街地幹線道路の無電柱化を推進する必要がある。
- 人命救助のための輸送や緊急物資輸送等に支障をきたすことがないように幹線道路の通行を確保する必要がある。

1-1-5 防火対策・火災予防

- 公共施設については、老朽化等が進む施設も多数あるものの消防法の定期点検に基づく防火設備の設置・更新、危険物施設の安全確保を適切に対応する必要がある。
- これまで観光地における管理用道路の整備を行ってきたが、防火対策・火災予防の観点から整備すべき箇所について幅広く検討する必要がある。

— 指標（現状値（年度）） —

・住宅の耐震化率（H26）	約 35%	（建設水道課）
・民間大規模建築物の耐震化率（R2）	約 80%	（建設水道課）
・小中学校の耐震化率（H26）	100%	（建設水道課）
・リフォーム補助件数（R1）	22 件／年	（建設水道課）
・指定緊急避難場所及び指定避難所の適正な管理（R2）	36 箇所	（情報防災室）
・福祉避難所の適正な管理（R2）	1 箇所	（情報防災室）

1-2 火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生

— 評価結果 —

1-2-1 警戒避難体制の整備等

- 大雪山については、噴火警戒レベルの運用や東川町・美瑛町との連携によるハザードマップが作成されているほか、大雪山火山避難計画が策定されているものの、地域住民への周知や関連機関との連携、職員研修の実施等による避難体制の強化を進める必要がある。
- 土砂災害指定区域の指定区域住民等への周知を進める必要があるとともに、災害発生時における安全性確認体制を整備する必要がある。

— 指標（現状値（年度）） —

・大雪山火山避難計画の策定（R1）	策定済	（情報防災室）
・大雪山火山避難計画に基づく訓練への参加（R2）	1 回／年	（情報防災室）
・土砂災害指定区域に関する住民説明（R2）	1 回／年	（情報防災室）

1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

— 評価結果 —

1-3-1 洪水・内水ハザードマップの作成

- 上川町水害ハザードマップを作成・公表し、地域住民へ配布したが、地域住民への普及啓発及びハザードマップに基づいた職員研修や避難訓練の実施を促進する必要がある。
- 内水ハザードマップについて、市街地等への浸水リスク可能性等を検証した上で作成等を検討する必要がある。

1-3-2 河川改修等の治水対策

- 町内の河川については、国や北海道と連携しながら、それぞれの管理河川において、河道、築堤、放水路・ダム・遊水地の整備などの治水対策を行ってきたが、今後も継続して効果的・効率的な整備を進める必要がある。
- ゲリラ豪雨などの大雨による内水浸水被害を軽減するため雨水管渠などの下水道施設の整備を進める必要がある。

1-3-3 ダムの防災対策

- 大雪ダムについては、関連機関と連携しながら、事前放流等操作基準の見直し等による適切な運用を行い、洪水対策を進める必要がある。

— 指標（現状値（年度）） —

・水害ハザードマップの作成（H30） 作成済 （情報防災室）

1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

— 評価結果 —

1-4-1 暴風雪時における道路管理体制の強化

- 暴風雪時における道路通行規制や復旧見込みの情報など各関係機関が連携し情報を共有する等適切な道路管理体制を強化する必要がある。

1-4-2 防雪施設の整備

- 防雪柵や雪崩予防柵など気象条件の変化により整備の必要な箇所について、効率的な整備を進める必要がある。

1-4-3 除雪体制の確保

- 各道路管理者にて適切な除排雪を進めるほか、豪雪時の異常気象における情報共有や相互連携を強化し円滑な除雪体制の確保に努めているが、除雪機械の老朽化や排雪の堆積場の確保などの課題も抱えており、課題解決に向けた対策が必要である。

— 指標（現状値（年度）） —

・除排雪機械保有台数（R2） 6台 （建設水道課）
（うち更新済1台）

1-5 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

— 評価結果 —

1-5-1 積雪寒冷を想定した避難所等の対策

- 積雪や低温などの冬の厳しい自然条件下での災害を想定した、拠点となる避難所の定期的な暖房関連設備の更新と停電時でも使用可能な暖房器具や発電機などの備蓄整備など避難所等における防寒対策が必要である。

— 指標（現状値（年度）） —

・防寒に係る避難所等の備蓄状況（R2） （情報防災室）
・毛布・タオルケット 100枚
・発電機 12台
・暖房器具 12台

1-6 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

— 評価結果 —

1-6-1 関連機関の情報共有化

- 迅速かつ円滑な災害対策を実施するため各種情報システムが運用されているが、関連機関等とのより迅速で確実な情報伝達を行うために、情報伝達訓練等によるシステム操作方法等の習熟を図る必要がある。
- 道内各自治体を結ぶ総合行政ネットワーク等、災害関連情報を関係機関と共有するために必要な情報基盤の整備を推進する必要がある。

1-6-2 住民等への情報伝達体制の強化

- 災害時に町民自ら避難行動ができるよう情報提供を進める必要がある。
- 災害時における適切な住民安否情報を効果的に収集・提供する体制を構築する必要があり、そのために、国民保護法に基づく安否システムの有効活用を含めた体制整備が必要である。
- 防災行政無線による全国瞬時警報システム（Jアラート）を通じて国から発信される情報等の伝達のほか、防災等に資する公衆無線LANの整備など、多様な方法による情報伝達の整備を進める必要がある。

1-6-3 外国人、観光客、高齢者等の要配慮者対策

- 災害発生時において、外国人を含む観光客に対して迅速かつ正確な情報提供や避難誘導を行うため、情報発信の多言語化や観光施設等における公衆無線LANの充実等によって情報収集手段が確保された通信基盤整備等の環境整備を進める必要がある。
- 災害発生時の避難等に支援を要する要介護高齢者や障がい者などに対する避難誘導などの支援を迅速かつ適切に行うため、避難行動要支援者の名簿の定期的な更新と、名簿の適切な管理に基づく地域と連携した避難体制の整備が必要である。

1-6-4 地域防災活動、防災教育の推進

- 本町の自主防災組織は、地域の実情を考慮し町内会等の単位で組織されており、各組織を中心とした多様な担い手の育成、避難訓練の実施など地域防災力の向上に向けた取組が必要である。
- 学校教育においては、定期的な避難訓練の実施や防災教育啓発資料の配布など、学校関係者及び児童生徒の防災意識の向上に向けた取組を進めているが、地域や学校の実情に応じた実践的な避難訓練の実施など、一層の効果的な取組を行う必要がある。

— 指標（現状値（年度）） —

・ 自主防災組織数（R2）	0 組織	（情報防災室）
・ 防災行政無線設置台数（R2）	10 台	（情報防災室）
・ 光回線や高速無線通信環境導入地区（R2）	1 地区	（情報防災室）
・ 公衆 Wi-Fi 設置数（R2）	8 箇所	（情報防災室）

2 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

— 評価結果 —

2-1-1 物資供給等に係る連携体制の整備

- 地域防災計画に基づき、災害時の応急対策に必要な各分野において、災害協定を締結しているが、災害時において、これらの協定の実効性を確保するために、平時から連絡体制を整備し関係強化を行う必要がある。

2-1-2 非常用物資の備蓄促進

- 上川町災害時備蓄計画に基づき、応急物資等の迅速な調達を図るとともに、家庭や企業等においては、被害想定や冬期間の対応なども想定し、最低3日分の食料や飲料水等自発的な備蓄を促進するための啓発に取り組む必要がある。
- 要配慮者向け物資等の備蓄など非常用物資の備蓄の充実を図っていく必要がある。

— 指標（現状値（年度）） —

・災害協定締結数（R2）	20 団体	（情報防災室）
・上川町災害時備蓄計画の策定（H31）	策定済	（情報防災室）

2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

— 評価結果 —

2-2-1 防災訓練等による救助・救急体制の強化

- 上川町防災会議を中心に、地域防災計画の推進や防災総合訓練など関係行政機関の連携を図っており、今後も、防災訓練などの機会を通じ、消防、警察、自衛隊など関係機関相互の情報共有・連携体制を強化し、災害対応の実効性を高めていく必要がある。
- 地域住民や職員等に対して救命救急講習や防災出前講座等による救命処置の普及啓発を進める必要がある。

2-2-2 救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備

- 消防の災害対応力強化のために車両及び災害用資機材の整備や消防団の装備の拡充を図る必要がある。

— 指標（現状値（年度）） —

・災害訓練実施回数（R2）	1 回／年	（情報防災室）
・消防団員数（R2）	81 人	（消防）

2-3 旅行者を含む大量の帰宅困難者等の発生

— 評価結果 —

2-3-1 長期間にわたる孤立対策

- 他地域からの応援が無くても対応できる避難・備蓄体制等を構築する必要がある。

2-3-2 災害時における孤立集落等へのアクセス体制の整備

- 災害時における空からのアクセスが可能となるよう離着陸場となる地点の指定等を行うとともに、必要な整備を進める必要がある。
- 災害発生時における孤立集落等への情報収集・提供手段の確保に向けた取組を進める必要がある。

2-3-3 代替輸送に係る連携体制の促進

- 特に観光地において、地震・土砂災害等による道路の被災に伴う代替輸送の確保と運行経路等を交通事業者及び関連機関が連携し、速やかに調整できる体制を事前に確保することが必要である。

2-3-4 一時滞在施設等の体制構築

- 滞在施設となり得る公共施設や民間宿泊施設等における安全の確保に向けた受入体制の構築が必要であり、そのために必要な備蓄及び施設等の整備・訓練実施等の促進が必要である。
- 旅行者等に対する気象情報や道路の通行止め、交通運行状況等の情報伝達体制の強化が必要である。

— 指標（現状値（年度）） —

・帰宅困難者等用食料備蓄（R2）	360食	（情報防災室）
------------------	------	---------

2-4 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺

— 評価結果 —

2-4-1 保健所機能の充実

- 災害時における保健活動を適切に行うため、災害を想定した初動の確認など、行政保健師の教育・訓練を実施し、災害時の健康管理への対応能力を高める必要がある。
- 災害時における感染症の発症・拡大予防のための適切な消毒・駆除方法を保健所の指示の元、迅速に遂行する体制整備と、避難場所における感染対策のマニュアル化を推進する必要がある。
- 平時における感染症対策として、各種予防接種実施率の向上と災害時の感染症予防等対象別の対応について定期的な知識啓発に取り組む必要がある。

2-4-2 避難所等の生活環境の改善、健康への配慮

- 避難所等における感染症対策を想定した、環境整備に関するマニュアル等を作成し対応の検討を進める必要がある。
- 生活習慣病等、個々人の抱える疾病が重症化しないよう配慮するための体制を整備する必要がある（栄養の過不足の適正化、アレルギーへの対応、運動不足への対応、精神疾患患者への対応など）。

2-4-3 被災時の保健医療支援体制の強化

- 上川医療センターにおいては、災害等に伴う緊急時においても必要な診療体制が維持できるよう自家発電設備や応急用医療資機材等の整備や、他機関と連携した実動訓練を実施する必要がある。

2-4-4 災害時における福祉的支援

- 福祉避難所に適切な人材が配置されるなど、災害時の福祉対応ができる体制の整備が必要である。
- 社会福祉協議会等の関係団体と協力した災害時を想定した訓練の実施と協力して支援を行う体制整備を推進する必要がある。
- 各社会福祉施設関係団体と災害時を想定した入所者の避難先確保や被災施設への支援協力ができる体制を推進する必要がある。

— 指標（現状値（年度）） —

・ 予防接種法に基づく予防接種 麻しん・風しんワクチン接種率			
【乳児期】（H30）	第1期	100%	（保健福祉課）
	第2期	95.5%	
【成人第5期】（R1）抗体検査 接種率		27.9%	（保健福祉課）
		68.0%	
・ 社会福祉協議会と連携した災害実働訓練の実施（R1）	1回/年		（保健福祉課）

3 行政機能の確保

3-1 町内外における行政機能の大幅な低下

— 評価結果 —

3-1-1 災害対策本部機能等の強化

- 被災時における職員の参集範囲、対策本部の設置場所、庁舎被災時における代替場所など災害対策本部に係る具体的な運用事項を定める上川町災害時職員初動マニュアル及び上川町業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）を策定したことから、訓練などを通じ本部機能の実施体制の検証を行うなど、効果的なフォローアップを行い、様々な災害に対応できる体制及び備えを整備する必要がある。
- 防災拠点となる役場及び消防庁舎の耐震性が確保されていないことから耐震化を図り、大規模災害発生時においても、災害応急対応や復旧対応など防災拠点としての業務継続が可能となるための整備が必要である。

3-1-2 行政の業務継続体制の整備

- 災害発生時に行政サービス機能の低下を招かないよう上川町業務継続計画に基づいた必要最小限の人員を配置するなど、災害時における行政業務の継続体制を強化する必要がある。また、訓練などを通じ、様々な災害に対応できる体制及び備えを整備する必要がある。

3-1-3 広域支援・受援体制の整備

- 大規模災害が発生した際に災害協定等を効果的に運用し、災害応急体制の確保や支援の円滑な受入を図るため、上川町業務継続計画に基づいた、訓練などを通じ、様々な災害に対応できる体制及び備えを整備する必要がある。

— 指標（現状値（年度）） —

・災害対策本部を設置する施設（庁舎等）の耐震化率（R2）	0%	（建設水道課）
・業務継続計画の策定（R1）	策定済	（情報防災室）
・災害時職員初動マニュアルの策定（H30）	策定済	（情報防災室）

4 ライフラインの確保

4-1 エネルギー供給の停止

— 評価結果 —

4-1-1 再生可能エネルギー導入拡大

- 災害時における再生可能エネルギーの利活用可能性を踏まえ、木質バイオマスをはじめ、地熱、小水力など再生可能エネルギーの更なる基盤整備を進める必要がある。

4-1-2 石油燃料供給の確保

- 災害時において緊急車両や避難所等に石油燃料供給を安定確保するため、石油販売業者と協定を締結しており、災害時に有効に機能するよう、平時から情報共有などの連携強化を図る必要がある。

— 指標（現状値（年度）） —

・再生可能エネルギー利活用事業（R1）	実績無	（企画総務課）
・バイオマスボイラー導入施設（R1）	3施設	（企画総務課）

4-2 食料の安定供給の停滞

— 評価結果 —

4-2-1 食料生産基盤の整備

- 農業生産基盤を維持するために、農道や排水路等の農地・農業施設の防災・減災対策に係る整備を着実に推進する必要がある。

4-2-2 農業の体質強化

- 現在、本町の農業は担い手不足などの大きな課題を抱えており、災害発生時を含め、町内外の食料の安定供給に将来にわたって貢献をしていくためには、新規就農者や農業後継者に対する支援・強化・育成など、本町の農業の持続的な発展につながる取組を効果的に推進する必要がある。

— 指標（現状値（年度）） —

・新規就農者数（H27～R1）	10人	（産業経済課）
-----------------	-----	---------

4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

— 評価結果 —

4-3-1 水道施設の防災対策

- 災害時においても給水機能を確保するため、水道施設の耐震化や老朽化対策の計画的な整備を促進する必要がある。
- 更新期を迎える施設については、施設の重要度や劣化度合いのほか今後の水需要などを考慮した施設の更新や維持管理など老朽化対策を促進する必要がある。
- 水道BCPについて、訓練等を通じた検証・見直しを進め、非常用発電機の整備等災害時における給水体制を確保する必要がある。

4-3-2 下水道施設等の防災対策

- 災害時においても排水機能を確保するため、下水道施設等の耐震化や老朽化対策について長寿命化計画の策定と計画に基づく計画的な整備を促進する必要がある。
- 下水道BCPについて、訓練等を通じた検証・見直しを進め、災害時における実行性を確保する必要がある。

4-3-3 営農飲雑用水施設等の防災対策

- 災害時においても旭ヶ丘地区の給水機能を確保するため、今後の水需要などを考慮した施設の老朽化対策を促進する必要がある。
- 住民生活や畜産業の生産基盤整備のため、水道施設の機能不全時の緊急時給水体制の確保や予備電源設備を整備する必要がある。

— 指標（現状値（年度）） —

・配水管基幹管路の耐震適合率（R2）	10%	（建設水道課）
・水道施設の非常用発電機整備率（R2）	30%	（建設水道課）
・水道BCPの策定（R1）	策定済	（建設水道課）
・地震対策上重要な下水管渠の地震対策実施率（雨水管幹線分）（R2）	4%	（建設水道課）
・下水道BCPの策定（R1）	策定済	（建設水道課）
・下水道ストックマネジメント計画（R2）	策定済	（建設水道課）
・下水道施設長寿命化計画の策定（R2）	未策定	（建設水道課）

4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

— 評価結果 —

4-4-1 道内交通ネットワークの整備

- 大災害時における被災地への物資支給や人的支援を進めるため、広域交通の分断を回避し地域間を連結する地域高規格道路や緊急輸送道路避難等のネットワーク化を国や北海道等と連携しながら進める必要がある。

4-4-2 道路施設の防災対策等

- 道路点検結果に基づき、落石や岩石崩落など要対策箇所の工事を計画的に実施するとともに、路盤の空洞化、老朽化を把握し長寿命化を図る必要がある。
- 橋梁の耐震化についても、災害時に重要となる避難路上などの橋梁について重点的に対策工事を実施する必要がある。
- 橋梁をはじめとする道路施設の老朽化対策について、橋梁長寿命化修繕計画などに基づき、着実な整備を推進する必要がある。

4-4-3 鉄道の機能維持

- 北海道や関係自治体と連携しながら、広域的な人の移動と物流を支えるJR石北本線の維持確保に向けた取組を推進する必要がある。

4-4-4 地域公共交通の維持

- 災害時は迅速な観光客の代替輸送の確保等が必要であることから、災害発生時を含めた町内の地域公共交通維持のため、上川町地域公共交通計画を策定し、町営バス等のバス路線維持に向けた取組を効果的に推進する必要がある。

— 指標（現状値（年度）） —

・道路に関する法定点検実施率（R2）	100%	（建設水道課）
・橋梁長寿命化修繕計画の策定（R1）	改訂済	（建設水道課）
・地域公共交通計画の策定（R2）	未策定	（企画総務課）
・コミュニティバス利用者数（R2）	事業開始	（企画総務課）

5 経済活動の機能維持

5-1 観光業・農業・製造業等の事業活動の停止及び風評被害による経済活動の停滞

— 評価結果 —

5-1-1 リスク分散を重視した企業立地等の促進

- 首都圏等に立地する企業等リスク分散に対するニーズを活かし、本町の商工振興対策を踏まえた企業誘致に取り組む必要がある。

5-1-2 企業の事業継続体制の強化

- 町内企業に対して事業継続計画の普及促進を図り、企業の事業継続体制の強化を図っていくとともに、そのための支援や連携体制を構築する必要がある。

5-1-3 被災企業等への金融支援

- 国や道では、災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた中小企業者等の事業の早期復旧と経営の安定を図るための金融支援を実施しており、本町においても被災企業向けの金融支援策について検討する必要がある。
- 既存の設備資金に係る金融支援等の活用により、災害に対する事前の備えに向けた設備整備等の取組を促進していく必要がある。

— 指標（現状値（年度）） —

・新規開業者数（R1）	2名	（産業経済課）
・町特別融資制度利子補給事業利用件数（R1）	7件／年	（産業経済課）

6 二次災害の抑制

6-1 ため池の機能不全等による二次災害の発生

— 評価結果 —

6-1-1 ため池の防災対策

- 大規模地震や豪雨等を起因とした、ため池の決壊などによって農地、菊水地区では農業施設も含めた二次被害を防止するため、ため池の点検・診断とその結果に基づく必要な対策の推進とともに、必要に応じて防災重点ため池ハザードマップの作成等を進める必要がある。

— 指標（現状値（年度）） —

- | | | |
|------------------------|-----|---------|
| ・防災重点ため池ハザードマップの作成（R2） | 未作成 | （産業経済課） |
|------------------------|-----|---------|

6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

— 評価結果 —

6-2-1 森林の整備・保全

- 本町は全面積の約85%を占める森林面積を有しており、大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊など山地被害を防止するため、特に、整備放棄林になる可能性がある私有林について町有林化することにより、森林管理を推進する必要がある。

6-2-2 農地・農業水利施設等の保全管理

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果などの機能を維持するため、地域の共同活動による農業水路施設等の適正な保全を推進する必要がある。

— 指標（現状値（年度）） —

- | | | |
|----------------------------------|------------|---------|
| ・町有林面積（R2） | 1,968.02ha | （産業経済課） |
| ・農地・農業水利施設等の地域資源を保全管理する活動組織数（R2） | 2組織 | （産業経済課） |

7 迅速な復旧・復興等

7-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

— 評価結果 —

7-1-1 災害廃棄物の処理体制の整備

- 早期の復旧・復興の妨げとなる大量の災害廃棄物を迅速に処理するため、災害廃棄物処理計画の策定や災害廃棄物処理に向けた体制を構築する必要がある。

7-1-2 地籍調査の実施

- 発災後の迅速な復旧・復興を図るため、土地境界の把握に必要な地籍調査を推進する必要がある。

7-1-3 仮設住宅など生活基盤等の迅速な確保

- 被災者の住まいの迅速な確保、生活再建のため、復旧、復興のための土地の確保や住家の被害認定調査などの業務に関し、国などと連携しながら研修等を通じ職員の能力向上を図るなど検討を行う必要がある。

— 指標（現状値（年度）） —

・災害廃棄物処理計画（R2）	未策定	（税務住民課）
・地籍調査進捗率（R1）	34%	（建設水道課）

7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

— 評価結果 —

7-2-1 災害対応に不可欠な建設業との連携

- 町では建設業団体と災害時における応急対策業務に関する協定を締結しているが、より効率的に行われるよう一層の連携体制を強化する必要がある。

7-2-2 建設業の担い手確保

- 災害時の復旧・復興はもとより今後対応が迫られる施設の老朽化対策などを着実に進めていくためにも、町内の建設土木業就業者のうち将来の担い手となる 15～29 歳の若手層を中心とした担い手確保に取り組む必要がある。

— 指標（現状値（年度）） —

・町内建設業就業者における 15～29 歳の構成比（H27）	4.9%	（建設水道課）
--------------------------------	------	---------

4章 強靱化のための施策プログラム

1 施策プログラムの考え方

(1) 施策プログラムの考え方

前章に示した脆弱性評価の結果を踏まえ、本町における強靱化施策の取組方針を示す施策プログラムを示します。

施策プログラムは、脆弱性評価において設定した「起きてはならない最悪の事態」を回避するために取り組むべきハード・ソフト両面からの施策を 20 の「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」ごとに取りまとめます。

尚、施策プログラムの推進に必要な個別の事業については、別表2「所管別推進事業一覧」（P43 参照）に整理します。また、個別の事業については、計画策定後の状況変化等に対応するため、計画期間中においても、必要に応じての見直しを行うこととします。

(2) 施策の重点化

本計画においては、20 の施策プログラムごとに構成する施策項目を対象に、リスクシナリオが回避されなかった場合の影響の大きさや緊急性、本町の関連計画を踏まえた重要性や優先度を総合的に判断して、30 の重点化すべき施策項目を設定します。

(3) 施策推進の指標となる目標値の設定

施策推進に当たって、個別施策の進捗や実績を定量的に把握するための目標値を設定します。目標値の設定に当たっては、目標年次を明記し、数値によるものを主とします。

なお、目標値については、施策推進のための財源措置等が担保されていないことに加え、国や北海道等の関係機関と連携した施策も数多くあることなどから、経年的な事業量等を積み上げた指標ではなく、各関係者が共有する「努力目標」と位置付けます。

また、計画策定後の状況変化等に対応するため、計画期間中においても、必要に応じて目標値の見直しや新たな設定を行うこととします。

2 施策プログラム一覧

1 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

1-1-1 住宅、建築物等の耐震化 **重点**

- 上川町耐震改修促進計画等に基づき、住宅の耐震診断・耐震改修に対する所有者支援のほか、相談体制の整備、情報提供の充実などのきめ細やかな対策を実施する。
- 要緊急安全確認大規模建築物に該当する民間建築物の耐震改修等に係る支援制度の周知を図り、耐震化を促進する。
- 不特定多数が集まる公共施設のうち、耐震改修が未実施の施設については、耐震診断結果に基づく適切な対応を検討し、耐震化を進める。

1-1-2 建築物等の老朽化対策 **重点**

- 公共建築物については、上川町公共施設等総合管理計画及び個別施設ごとの長寿命化計画に基づき、適切な維持管理と計画的な施設の更新・統廃合・長寿命化・修繕等の事業を推進する。
- 民間建築物については、建築物の新設・増改築・改修に係る費用助成を継続するとともに、老朽化の進んだ住宅等に対しては解体支援を継続することにより老朽化の抑制を図る。

1-1-3 避難場所の指定・整備・普及啓発 **重点**

- 災害時の指定緊急避難場所、指定避難所及び福祉避難所、避難所等の周辺環境、避難所等への道路等について、計画的な整備・更新を継続して進める。
- 災害の種類や状況に応じた安全な指定緊急避難場所、指定避難所及び福祉避難所について、整備状況や収容人数、安全性、管理状況など、その適切性を確保するため、普段の見直しを行うとともに、防災ハザードマップ等による地域住民・観光客への周知を継続して行う。

1-1-4 緊急輸送道路等の整備

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、耐震改修支援等による沿道建築物の耐震化の促進を図るとともに、市街地幹線道路の無電柱化等の整備について検討を行う。
- 人命救助のための輸送や緊急物資輸送等に支障をきたすことがないように、優先して復旧し通行を確保する幹線道路について必要な検討を進める。

1-1-5 防火対策・火災予防

- 公共施設については、消防法の定期点検に基づく防火設備の設置・修繕・更新を適切に行い、危険物施設の安全確保を進める。
- 防火対策・火災予防の観点から必要である整備事業について幅広い検討を行う。

— 指標 —	【現状の実績】	【目標値・目標年度】
・住宅の耐震化率	約 35% (H26) ⇒	約 95% (R7)
・民間大規模建築物の耐震改修	約 80% (R2) ⇒	100% (R3)
・リフォーム補助件数	22 件／年 (R1) ⇒	30 件／年 (R6)
・指定緊急避難場所及び指定避難所の適正な管理	36 箇所 (R2) ⇒	36 箇所 (R7)
・福祉避難所の適正な管理	1 箇所 (R2) ⇒	1 箇所 (R7)

1-2 火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生

1-2-1 警戒避難体制の整備等 **重点**

- 大雪山については、ハザードマップ等の活用による地域住民への周知を進めるとともに、関連機関との連携のもと、噴火警戒レベルの運用や大雪山火山避難計画に基づく職員研修の実施等による避難体制の強化を進め、実効性を高めていく。
- 土砂災害警戒区域が新たに指定された際は、速やかにハザードマップを作成し、指定区域住民等への周知徹底を進めるとともに、避難の実行性を高めるための情報発信の強化を進める。
- 土砂災害の恐れのある箇所については、地震等において安全性を確認する。

— 指標 —	【現状の実績】	【目標値・目標年度】
・大雪山火山避難計画の策定	策定済 (R1) ⇒	適宜更新
・大雪山火山避難計画に基づく訓練への参加	1 回／年 (R2) ⇒	1 回／年 (R7)
・土砂災害指定区域に関する住民説明	1 回／年 (R2) ⇒	1 回／年 (R7)

1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

1-3-1 洪水・内水ハザードマップの作成 **重点**

- 国や北海道における浸水想定区域の見直しに合わせて、適宜洪水ハザードマップを更新するとともに、地域住民への周知及びハザードマップに基づいた職員研修や避難訓練の実施を促進する。
- 市街地等への内水被害の可能性等を検証し、検証結果を踏まえて必要に応じて内水ハザードマップを作成する。

1-3-2 河川改修等の治水対策 **重点**

- 国や北海道と連携しながら、河道、築堤、放水路・ダム・遊水地の整備など治水対策の効果的・効率的な整備継続と、個別施設の長寿命化計画に基づく適切な維持管理を行う。
- 上川町公共下水道事業計画に基づき、ゲリラ豪雨などの大雨による内水浸水被害が想定される区域については、軽減するための雨水管渠など下水道施設の整備及び維持管理を計画的に進める。

1-3-3 ダムの防災対策

- 大雪ダムについては、関連機関と連携しながら、必要に応じて事前放流等操作基準の見直しを行い、実効性の高い防災対策を進める。

— 指標 —	【現状の実績】	【目標値】
・水害ハザードマップの作成	作成済（H30）⇒	適宜更新

1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

1-4-1 暴風雪時における道路管理体制の強化 **重点**

- 道路防災連絡協議会に参画し、暴風雪時における道路通行規制や復旧見込みの情報など各関係機関が連携し情報を共有する道路管理体制の強化を図る。

1-4-2 防雪施設の整備

- 道路防災点検における除雪に関する要対策箇所について、防雪柵や雪崩予防柵など対策を実施するとともに、今後の気象条件の変化により新たな対策が必要な可能性もあることから、必要な箇所等の把握検討を行う。

1-4-3 除雪体制の確保 **重点**

- 各道路管理者が適切な除排雪を推進するとともに、豪雪時の異常気象時に備え、道路防災連絡協議会に参画し、関係機関との情報共有を図るとともに、除雪車両や堆雪場の確保など相互支援体制を強化する。
- 安定的な除雪体制の確保のため、除雪機械の計画的な更新を図る。

— 指標 —	【現状の実績】	【目標値・目標年度】
・除排雪機械保有台数	6台（R2）⇒ （うち更新済1台）	6台（R7） ⇒（うち更新済3台）

1-5 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

1-5-1 積雪寒冷を想定した避難所等の対策 **重点**

- 避難所等における防寒対策として、毛布・移動式ストーブ・発電機等の計画的な備蓄を進めるとともに、拠点となる避難所については、停電時でも使用可能な暖房設備や非常用発電機への更新等を進める。

— 指標 —	【現状の実績】	【目標値・目標年度】
・防寒に係る避難所等の備蓄状況	(R2)	(R7)
・毛布・タオルケット	100枚 ⇒	200枚
・発電機	12台 ⇒	21台
・暖房器具	12台 ⇒	21台

1-6 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

1-6-1 関連機関の情報共有化 **重点**

- 災害情報に関する関連機関等との情報共有を図るために、各種システム、衛星携帯電話の定期的な情報伝達訓練等によるシステム習熟、動作確認を行う。
- 道内各自治体を結ぶ総合行政ネットワーク等、災害関連情報を関係機関と共有するために必要な情報基盤については、災害時や停電時においても通信回線を確保できるよう必要な整備・更新を行う。

1-6-2 住民等への情報伝達体制の強化 **重点**

- 災害時に町民自ら避難行動ができるよう、災害時の避難等の発令基準について町民への周知を進める。
- 国民保護法に基づく安否システムの有効活用を含め、災害時の安否情報を的確に収集し提供する体制を整備する。
- 防災行政無線による全国瞬時警報システム（Jアラート）を通じて国から発信される情報等の伝達のほか、防災等に資する光回線や高速無線通信環境、公衆無線LANの整備を進め、災害情報伝達手段の多重化を図る。

1-6-3 外国人、観光客、高齢者等の要配慮者対策 **重点**

- 外国人を含む観光客に対する災害情報の伝達体制を強化するため、観光施設等における公衆無線LANの充実、SNS等による情報発信、案内標識の多言語化を図るとともに、ホテルなど観光関連施設等と連携した外国人への多言語支援等のソフト面の対策を進める。
- 要介護高齢者や障がい者など災害時の避難等に支援が必要な方に対して、状況に応じた迅速で円滑な支援が可能となるよう、避難行動要支援者の名簿の定期的な更新と、名簿を活用した地域住民の支援による避難体制の整備等の確認などの取組を進める。

1-6-4 地域防災活動、防災教育の推進 **重点**

- 自主防災組織を中心とした避難訓練の実施のほか、北海道の「地域防災マスター制度」を活用した担い手育成など、地域防災力の向上に向けた取組を促進する。
- 地域や学校の実情に応じた実践的な避難訓練や体験型の防災教育等の実施による学校関係者及び児童生徒の防災意識の向上を図る。

— 指標 —	【現状の実績】	【目標値・目標年度】
・ 自主防災組織数	0 組織 (R2) ⇒	1 組織 (R7)
・ 防災行政無線設置台数	10 台 (R2) ⇒	10 台 (R7)
・ 光回線や高速無線通信環境導入地区	1 地区 (R2) ⇒	2 地区 (R6)
・ 公衆 Wi-Fi 設置数	8 箇所 (R2) ⇒	3 箇所増加 (R6)

2 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

2-1-1 物資供給等に係る連携体制の整備 **重点**

- 災害時の応急対策を迅速かつ円滑に行うために締結している各分野の災害協定について、協定に基づく防災訓練など平時の活動を促進し、実効性の確保と関係強化を図る。またこれらの取組に基づき、対象業務の拡大など協定内容の見直しを適宜実施する。
- NPOやボランティアによる被災地支援活動の一層の充実に向け、行政、社会福祉協議会等との連携により、NPOやボランティアの受入体制の整備を図る。

2-1-2 非常用物資の備蓄促進 **重点**

- 上川町災害時備蓄計画に基づき、応急物資等の備蓄・調達体制を強化するとともに、要配慮者向け非常用物資の備蓄充実の検討や、必要に応じた備蓄計画の見直しを行う。
- 家庭や企業等に対して、最低3日分の食料や飲料水、生活必需品の備蓄を促進するための啓発活動を強化する。

— 指標 —	【現状の実績】	【目標値・目標年度】
・災害協定締結数	20 団体 (R2) ⇒	20 団体 (R6)
・上川町災害時備蓄計画の策定	策定済 (H31) ⇒	適宜更新

2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

2-2-1 防災訓練等による救助・救急体制の強化 **重点**

- 各種防災訓練などの機会を通じ、消防、警察、自衛隊など官民の防災関係機関の連携を強化し、救助・救急活動に係る災害対応の実効性を確保する。
- 地域住民や職員等に対して救命救急講習や防災出前講座等による救命処置の普及啓発を進める。

2-2-2 救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備

- 消防の災害対応力強化のため、車両及び災害用資機材、消防団装備等の整備・更新を計画的に行う。

— 指標 —	【現状の実績】	【目標値・目標年度】
・災害訓練実施回数	1 回/年 (R2) ⇒	1 回/年 (R7)
・消防団員数	81 人 (R2) ⇒	85 人 (R7)

2-3 旅行者を含む大量の帰宅困難者等の発生

2-3-1 長期間にわたる孤立対策

- 他地域からの応援が無くても対応できるよう、地域内における避難体制を確立するとともに、集落等の規模に応じた食料や飲料水、生活必需品、医療品等の備蓄等を図る。

2-3-2 災害時における孤立集落等へのアクセス体制の整備

- 災害時における空からのアクセスが可能となるよう離着陸場となる地点の指定等を行うとともに、必要な整備を検討する。
- 災害発生時における孤立集落等への情報収集・提供手段の確保に向けた小型無人機の導入や通信システムなどの多様な手法を検討し取組を進める。

2-3-3 代替輸送に係る連携体制の促進

- 災害発生に伴い、観光地において旅行者を含む大量の帰宅困難者等の発生に備えて、関係機関が災害リスク等の情報を共有して、円滑に帰宅できる経路の確保を図る。また、代替輸送等の相互協力などが速やかに行えるよう関係機関の連携体制を強化する。

2-3-4 一時滞在施設等の体制構築 **重点**

- 旅行者を含む帰宅困難者等対策については、公共施設や民間宿泊施設等の一時滞在施設等の活用についての事前の情報共有、訓練等を通じた対策を強化する。
- 関係機関と連携し、多様な媒体を通じた気象情報、道路の通行止めや交通機関の運休状況、一時避難場所等に関する情報を迅速に周知する体制を強化する。

— 指標 —

・帰宅困難者等用食料備蓄

【現状の実績】

360食 (R2) ⇒

【目標値・目標年度】

1,900食 (R5)

2-4 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺

2-4-1 保健所機能の充実 **重点**

- 災害時における保健活動を適切に行うため、災害を想定した初動の確認、感染症予防等対象別の対応など、行政保健師の教育・訓練を実施し、災害時の健康管理への対応能力の向上を図るとともに、適宜感染対策のマニュアルの見直しを行う。
- 災害時の感染症対策として、マスク・消毒薬等の適正な備蓄と在庫管理を徹底する。
- 平時における感染症対策として、乳幼児期からの定期予防接種の適切な接種勧奨に努めるとともに、住民の健康情報の把握と管理に努める。

2-4-2 避難所等の生活環境の改善、健康への配慮 **重点**

- 避難所等における避難者の健康面に配慮したアレルギー対応等の食事の提供、段ボールの整備、トイレ環境の向上などが適切に行えるよう、小児、高齢者、外国人、基礎疾患のある方等対象者別の避難所における対応マニュアルを作成する。

2-4-3 被災時の保健医療支援体制の強化

- 上川医療センターにおいては、災害等に伴う緊急時においても必要な診療体制が維持できるよう自家発電設備や応急用医療資機材等の整備に努めるとともに、他機関と連携した実動訓練を実施する。

2-4-4 災害時における福祉的支援 **重点**

- 福祉避難所において、要介護高齢者、障がい者、外国人、妊産婦、難病患者等の要配慮者を円滑に受け入れるための人員計画やマニュアル等の作成など福祉的な配慮が可能な環境整備を整える。
- 社会福祉協議会等の関係団体と協力した災害時を想定した訓練の実施の継続と災害時の連携体制の具体化に向けた検討を行う。
- 各社会福祉施設関係団体と災害時を想定した入所者の避難先確保や被災施設への支援協力ができる体制整備を進める。

— 指標 —	【現状の実績】	【目標値・目標年度】
・ 予防接種法に基づく予防接種		
麻しん・風しんワクチン接種率		
【乳児期】 第1期	100% (H30) ⇒	100% (R7)
第2期	95.5% ⇒	100%
【成人第5期】抗体検査	27.9% (R1) ⇒	50% (R7)
接種率	68.0% ⇒	80%
・ 社会福祉協議会と連携した災害実働訓練の実施	1回/年 (R1) ⇒	1回以上/年 (R7)

3 行政機能の確保

3-1 町内外における行政機能の大幅な低下

3-1-1 災害対策本部機能等の強化 **重点**

- 災害対策本部の機能強化に向け、定期的な実働訓練・本部機能の実施体制の検証などを通じ、必要に応じて上川町災害時職員初動マニュアル及び上川町業務継続計画の見直しを行う。
- 防災拠点となる役場及び消防庁舎の耐震性が確保されていないことから、耐震化に向けた計画検討を進める一方で、庁舎被災時の代替施設であるかみんぐホールにおいて、業務を円滑に実施するために必要な付帯設備等の整備を図るとともに、訓練の実施及び実施体制の検証などを通じ、必要に応じて上川町災害時職員初動マニュアル及び上川町業務継続計画の見直しを行う。

3-1-2 行政の業務継続体制の整備 **重点**

- 上川町業務継続計画については、訓練などを通じ、様々な災害に対応できる業務継続体制の実効性の検証を行い、必要に応じて上川町災害時職員初動マニュアル及び上川町業務継続計画の見直しを行う。

3-1-3 広域支援・受援体制の整備 **重点**

- 大規模災害が発生した際に災害協定等を効果的に運用し、災害応急体制の確保や支援の円滑な受入を図るため、上川町業務継続計画に基づいた訓練などを通じ、様々な災害に対応できる受援体制の構築を図る。

— 指標 —	【現状の実績】	【目標値・目標年度】
・災害対策本部を設置する施設 （庁舎等）の耐震化率	0%（R2）⇒	100%（R7）
・業務継続計画の策定	策定済（R1）⇒	適宜更新
・災害時職員初動マニュアルの策定	策定済（H30）⇒	適宜更新

4 ライフラインの確保

4-1 エネルギー供給の停止

4-1-1 再生可能エネルギー導入拡大

- 災害時における多様なエネルギーの確保によるエネルギーの供給安定化を目指し、新エネルギービジョンを更新し、木質バイオマスをはじめ、地熱、小水力など再生可能エネルギーの導入拡大を進める。

4-1-2 石油燃料供給の確保

- 石油販売業者との協定に基づき、災害時の緊急車両や避難所等に石油燃料が安定的に確保されるよう、平時から石油販売業者と情報共有や連携を図る。

— 指標 —	【現状の実績】	【目標値・目標年度】
・再生可能エネルギー利活用事業	実績無 (R1) ⇒	1件 (R2~6)
・バイオマスボイラー導入施設	3施設 (R1) ⇒	3施設増加 (R2~6)

4-2 食料の安定供給の停滞

4-2-1 食料生産基盤の整備

- 農業生産基盤を維持するために、農道や排水施設等の農地・農業施設の防災・減災対策に係る整備を検討し、緊急性が高い箇所から計画的に推進する。

4-2-2 農業の体質強化

- 本町の持続的な農業の発展に向け、新規就農者や農業後継者に対する支援事業の継続・強化・育成を推進するとともに、スマート農業に向けた取組を支援する。

— 指標 —	【現状の実績】	【目標値・目標年度】
・新規就農者数	10人 (H27~R1) ⇒	5人 (R2~6)

4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

4-3-1 水道施設の防災対策 **重点**

- 災害時においても給水機能を確保するため、水道施設の耐震化や老朽化対策の計画的な整備を進める。また、更新期を迎える施設については、需要・立地等を踏まえた効果的・効率的な整備手法を検討する。
- 災害時における水道施設の動力維持にむけた非常用発電機の整備とともに、水道施設の機能不全に備えた、水道BCPに基づく訓練等を通じた応急給水体制等災害対応の検証とBCPの見直しを進める。

4-3-2 下水道施設等の防災対策 **重点**

- 災害時においても排水機能を確保するため、下水道施設等の耐震化や老朽化対策について、定期的な長寿命化計画の見直しと計画に基づく計画的な整備を進める。
- 下水道BCPについて、訓練等を通じた検証及び国の策定マニュアルの改定（令和2年4月）を踏まえた見直しを進める。

4-3-3 営農飲雑用水施設等の防災対策

- 災害時においても旭ヶ丘地区の給水機能を確保するため、今後の水需要などを考慮した施設の耐震化や老朽化対策、取水口周辺の土砂対策について、計画的な整備を進める。
- 住民生活や畜産業の生産基盤整備のため、水道施設の機能不全に備えたBCPに基づく訓練等を通じた緊急時給水体制の検証や必要に応じて予備電源設備の整備検討を行う。

— 指標 —	【現状の実績】	【目標値・目標年度】
・配水管基幹管路の耐震適合率	10% (R2) ⇒	30% (R7)
・水道施設の非常用発電機整備率	30% (R2) ⇒	100% (R5)
・水道BCPの策定	策定済 (R1) ⇒	適宜更新
・地震対策上重要な下水管渠の地震対策実施率（雨水管幹線分）	4% (R2) ⇒	4% (R6)
・下水道BCPの策定	策定済 (R1) ⇒	更新 (R4)
・下水道ストックマネジメント計画	策定済 (R2) ⇒	適宜更新
・下水道施設長寿命化計画の策定	未策定 (R2) ⇒	策定 (R7)

4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

4-4-1 道内交通ネットワークの整備

- 災害時における広域交通の分断を回避するため、国や北海道等と連携し地域高規格道路や緊急輸送道路、避難路等の整備を計画的に進める。

4-4-2 道路施設の防災対策等 **重点**

- 道路点検結果に基づき、落石や岩石崩落など要対策箇所の工事を計画的に実施するとともに、路盤の空洞化、老朽化の把握に努め計画的な整備の推進による長寿命化を図る。
- 橋梁の耐震化については、災害時に重要となる避難路上などの橋梁について重点的に対策工事を実施するなど、計画的な整備を進める。
- 橋梁をはじめとする道路施設の老朽化対策について、橋梁長寿命化修繕計画などの個別施設ごとの長寿命化計画を策定し、計画に基づいた施設の適切な維持管理・更新等による安全の確保を図る。

4-4-3 鉄道の機能維持

- 広域的な人の移動と物流を支えるJR石北本線の維持確保に向けて沿線管内市町と連携しながら、利用者促進に向けたイベント実施等の取組を継続して行う。

4-4-4 地域公共交通の維持 **重点**

- 災害発生時を含めた町内の地域公共交通維持のため、上川町地域公共交通計画を策定するとともにバス事業者に対して適切な支援を行い、持続可能な地域公共交通の実現を図る。

— 指標 —	【現状の実績】	【目標値・目標年度】
・道路に関する法定点検実施率	100% (R2) ⇒	100% (R7)
・橋梁長寿命化修繕計画の策定	改訂済 (R1) ⇒	適宜更新
・地域公共交通計画の策定	未策定 (R2) ⇒	策定 (R7)
・コミュニティバス利用者数	— ⇒	4,000人/年 (R6)

5 経済活動の機能維持

5-1 観光業・農業・製造業等の事業活動の停止及び風評被害による経済活動の停滞

5-1-1 リスク分散を重視した企業立地等の促進

- 首都圏等に立地する企業等リスク分散に対するニーズを活かし、本町の商工振興対策を踏まえた企業誘致を促進する。

5-1-2 企業の事業継続体制の強化

- 町内企業に対して事業継続計画の普及促進を図るとともに、中小企業に対しては「北海道版BCP策定の手引き」等の情報提供による策定支援を行う。また、町内の主要企業と事業継続計画等事業継続体制の情報共有を進め、連携体制の構築を図る。

5-1-3 被災企業等への金融支援 **重点**

- 災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた中小企業者等の事業の早期復旧と経営の安定を図るための国や北海道の金融支援について、対象企業への情報提供を行うとともに、本町における被災企業向けの金融支援策について検討する。
- 既存の設備資金に係る金融支援等の活用により、災害に対する事前の備えに向けた設備整備等の取組を促進する。

— 指標 —	【現状の実績】	【目標値・目標年度】
・新規開業者数	2名 (R1) ⇒	5件 (R2~6)
・町特別融資制度利子補給事業利用件数	7件/年 (R1)	7件/年 (R7)

6 二次災害の抑制

6-1 ため池の機能不全等による二次災害の発生

6-1-1 ため池の防災対策

- 大規模地震や豪雨等を起因とした、ため池の決壊などによって農地、菊水地区では農業施設も含めた二次被害を防止するため、ため池の点検・診断とその結果に基づく必要な対策に努めるとともに、必要に応じて防災重点ため池ハザードマップの作成を進める。

— 指標 —	【現状の実績】	【目標値・目標年度】
・防災重点ため池ハザードマップの作成	未作成 (R2) ⇒	策定 (R7)

6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

6-2-1 森林の整備・保全 **重点**

- 大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊など山地被害を防止するため、整備放棄林になる可能性がある私有林の町有林化を継続する。

6-2-2 農地・農業水利施設等の保全管理

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果などの機能を維持するため、地域の共同活動による農業水路施設等の適正な保全管理を継続して推進する。

— 指標 —	【現状の実績】	【目標値・目標年度】
・町有林面積	1,968.02ha (R2) ⇒	2,000ha (R7)
・農地・農業用水利施設等の地域資源を保全管理する活動組織数	2組織 (R2) ⇒	2組織(維持) (R7)

7 迅速な復旧・復興等

7-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

7-1-1 災害廃棄物の処理体制の整備 **重点**

- 早期の復旧・復興の妨げとなる大量の災害廃棄物を迅速に処理するため、災害廃棄物処理計画を策定するとともに、企業や関係機関と連携し災害廃棄物処理に向けた体制の構築を進める。

7-1-2 地籍調査の実施

- 発災後の迅速な復旧・復興を図るため、国土調査法第 19 条 5 項の制度等を活用しながら、土地境界の把握に必要な地籍調査を推進する。

7-1-3 仮設住宅など生活基盤等の迅速な確保

- 被災者の住まいの迅速な確保、生活再建のため、復旧、復興のための土地の確保や住家の被害認定調査などの業務に関し、国などと連携しながら研修等を通じ職員の能力向上を図る。

— 指標 —	【現状の実績】	【目標値・目標年度】
・災害廃棄物処理計画	未策定 (R2) ⇒	策定 (R7)
・地籍調査進捗率	34% (R1) ⇒	40% (R7)

7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

7-2-1 災害対応に不可欠な建設業との連携

- 建設業団体と災害時における応急対策業務に関する協定に基づき、より効率的な応急対策が行われるよう一層の連携体制を強化する。

7-2-2 建設業の担い手確保

- 災害時の復旧・復興はもとより平時における強靱化の推進に不可欠な建設業の振興に向け、町内の建設土木業就業者のうち将来の担い手となる 15～29 歳の若手層を中心とした担い手確保に努める。

— 指標 —	【現状の実績】	【目標値・目標年度】
・町内建設業就業者における 15～29 歳の構成比	4.9% (H27) ⇒	8% (R7)

5章 計画の進捗管理

1 計画の進行管理

計画の推進に当たっては、施策の進捗状況等の評価・施策プログラムの検証を行い、その結果を踏まえた、取組の見直し・改善をしながら更なる施策推進につなげていくというPDCAサイクルを構築し、強靱化のスパイラルアップを図っていきます。

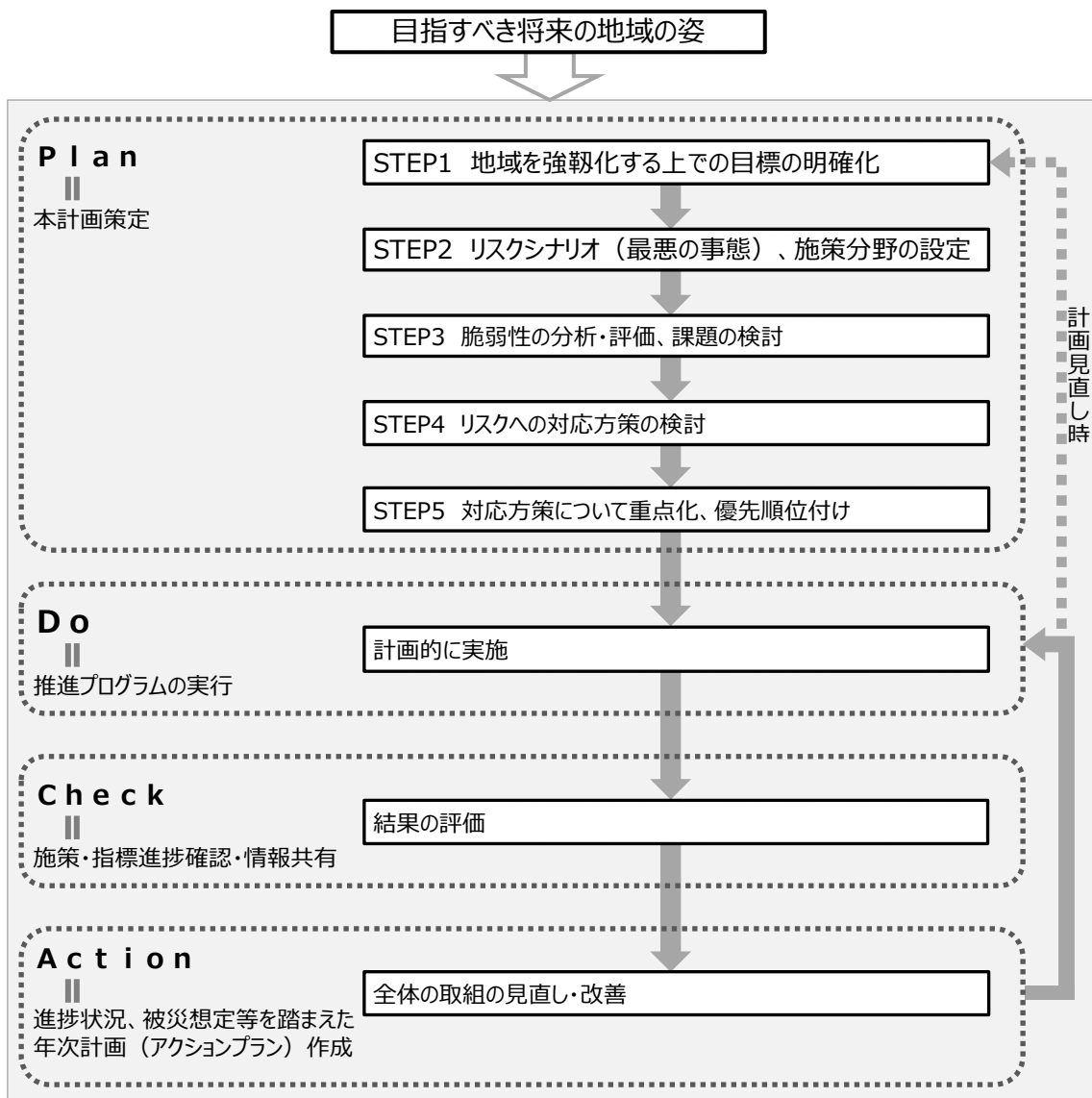
評価（Check）に当たっては、各年で以下の視点を踏まえて施策の整理・見える化し、進捗管理及び客観的な評価を行います。

【確認リスト】

- ・ 全国で発生した災害と同様の可能性想定
- ・ 法律改正・国や道計画改定・被災想定改定の確認・整合
- ・ 指標等を参考にした施策進捗の整理

評価結果を踏まえて、向こう1年間における具体的な施策の推進方策を示す年次計画（アクションプラン）を毎年度策定し、計画の実効性を高めます。

図 5-1 PDCA サイクル



2 推進体制

(1) 町民や民間事業者・関係団体等との連携

災害発生に対する備えや災害発生時における対応は、行政による取組だけではなく、自身や家族を守る「自助」や、町内外の民間事業者・関係団体等における「共助」の取組が重要な役割を果たすことから、強靱化の推進にあたっては、町民や民間事業者・関係団体等と連携して推進することを目指します。

(2) 国や北海道・地域間の連携

計画の推進にあたっては、上川町のみならず国、北海道と連携しながら強靱化を図っていくとともに、大規模自然災害時における被災地支援等を迅速かつ円滑に行うためには、地域間における連携が不可欠であることから、地域間における連携体制の構築をより強化していきます。

(3) 関連計画との連携

本計画に基づき、全庁横断的な体制に基づく強靱化の強化を図ります。

また、本計画は、上川町の他の分野別計画における国土強靱化に関する指針として位置付けるものであることから、国土強靱化に関連する分野別計画においては、それぞれの計画の見直し及び改定時期に併せて、本計画との整合性を図っていきます。

別表

別表1 分野別計画一覧

まちづくりの大綱*	計画名称
1 地域の特性を活かした 活力あるまちづくり	第2期上川町まち・ひと・しごと創生総合戦略
	過疎地域自立促進市町村計画
	山村振興計画
	農道個別施設計画
2 一人ひとりが安心して 健やかに暮らせる まちづくり	子ども・子育て支援事業計画
	健康かみかわ21
	新型インフルエンザ等対策行動計画
	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
	障がい福祉計画
	障がい児福祉計画
	障がい基本計画
	地域福祉計画
	地域福祉実践計画
	生活困窮者自立支援計画
	自殺対策計画
	成年後見制度利用促進計画
	介護給付適正化計画
3 豊かな文化と次世代の 人材を育むまちづくり	上川町学校施設長寿命化計画
	第9次上川町社会教育中期振興計画
4 安全安心で住みよい 環境のまちづくり	上川町移住・定住促進計画
	上川町住生活基本計画
	上川町耐震改修促進計画
	上川町公営住宅等長寿命化計画
	上川町空き家等対策計画
	上川町管内橋梁長寿命化修繕計画
	町道舗装の個別施設計画
	上川町水道ビジョン
	上川町公共下水道基本計画
	上川町公共下水道事業計画
	上川町下水道経営戦略
	下水道ストックマネジメント計画
	上川町地域防災計画
	上川町水害ハザードマップ
	上川町業務継続計画
	上川町災害時職員初動マニュアル
	上川町新型コロナウイルス感染症業務継続計画
5 自然を生かした潤い あるまちづくり	上川都市計画マスタープラン
	上川町公園施設長寿命化計画
	公共施設等総合管理計画
	上川町個別施設計画
6 みんなで創り育てる 協働のまちづくり	第2次地球温暖化対策実行計画
地方債計画	

*「第10次上川町総合計画」で示す、6つのまちづくり大綱

別表2 所管別推進事業一覧

所管課	推進事業名	リスク評価
企画総務課	個別施設長寿命化計画の策定	1-1
企画総務課	消防設備点検	1-1
企画総務課	新エネルギービジョンの更新	4-1
企画総務課	地域公共交通確保維持改善事業	4-4
保健福祉課	定期予防接種事業	2-4
保健福祉課	要配慮者対象別避難所対応マニュアル作成	2-4
産業経済課	起業促進及び誘客交流施設維持管理経費	1-1
産業経済課	移住促進複合型拠点施設維持管理経費	1-1
産業経済課	移住体験住宅維持管理経費	1-1
産業経済課	愛山溪倶楽部維持管理経費	1-1
産業経済課	青少年旅行村維持管理経費	1-1
産業経済課	層雲峡パークゴルフ場維持管理経費	1-1
産業経済課	層雲峡観光総合コミュニティセンター及大雪山バーデハウス管理運営等事業	1-1
産業経済課	層雲峡・大雪山写真ミュージアム事業	1-1
産業経済課	観光振興管理経費	1-1
産業経済課	産業振興補助事業	1-1
産業経済課	事業承継・新規開業支援事業	1-1
産業経済課	農業農村整備事業（農山漁村地域整備事業）	4-2
産業経済課	・新規就農者誘致特別措置奨励金事業 ・農業体験研修生受入推進事業（協議会）	4-2
産業経済課	農業農村整備事業（農山漁村地域整備事業）	4-3
産業経済課	不採算バス路線（銀泉台）対策事業	4-4
産業経済課	まちおこし推進事業	5-1
産業経済課	町特別融資制度利子補給事業	5-1
産業経済課	地場産品消流対策事業	5-1
産業経済課	観光客誘致対策事業	5-1
産業経済課	農業・商工・観光連携対策事業	5-1
産業経済課	層雲峡地区活性化イベント事業	5-1
産業経済課	林地供給事業	6-2
産業経済課	東雲及び菊水地域資源保全の会	6-2
建設水道課	地域防災拠点建築物整備緊急促進事業	1-1
建設水道課	住宅リフォーム等補助金事業	1-1
建設水道課	町営住宅等整備事業	1-1
建設水道課	町営住宅ストック総合改善事業	1-1
建設水道課	町営住宅町有住宅等の除却事業等	1-1
建設水道課	上川町営住宅等長寿命化計画策定事業	1-1
建設水道課	空家台帳整備	1-1
建設水道課	上川都市計画マスタープラン策定事業	1-1
建設水道課	上川停車場線歩道連続照明整備事業	1-1
建設水道課	上川公園施設改築事業	1-1
建設水道課	上川公園園路等整備事業	1-1
建設水道課	エスポワールの鐘外壁改修工事	1-1
建設水道課	道路防災連絡協議会への参画	1-4

所管課	推進事業名	リカブチ
建設水道課	建設機械購入事業	1-4
建設水道課	神社通り線改良舗装工事	4-4
建設水道課	西町西3丁目線改良舗装工事	4-4
建設水道課	高原温泉通り局部改良事業	4-4
建設水道課	花園北町北2条線改良舗装工事	4-4
建設水道課	本町南5条線道路改良舗装工事	4-4
建設水道課	旭町東8丁目線道路改良舗装工事	4-4
建設水道課	高原温泉道路災害防除工事	4-4
建設水道課	町道路盤・舗装改良事業	4-4
建設水道課	橋梁長寿命化計画の策定	4-4
建設水道課	上川町管内橋梁長寿命化事業	4-4
建設水道課	上川町管内橋梁法定点検事業	4-4
建設水道課	上川町管内道路付属物点検・補修事業	4-4
建設水道課	大型構造物法定点検事業	4-4
建設水道課	大雪跨線橋補修工事	4-4
建設水道課	上川町管内シールド補修事業	4-4
建設水道課	上川町管内法面土工構造物点検補修事業	4-4
建設水道課	雪寒機械整備事業	4-4
建設水道課	高齢者等間口除雪事業	4-4
建設水道課	準生活交道路線維持事業	4-4
建設水道課	中央浄水場計装設備更新事業	4-3
建設水道課	配水管現地監視盤更新事業	4-3
建設水道課	層雲峡浄水場建設事業	4-3
建設水道課	中央浄水場建設事業	4-3
建設水道課	配水管布設替事業	4-3
建設水道課	水道施設非常用発電機の整備	4-3
建設水道課	水道BCPのブラッシュアップ	4-3
建設水道課	公共下水道事業（上川処理区）	4-3
建設水道課	特定環境保全公共下水道事業（層雲峡処理区）	4-3
建設水道課	公共下水道事業	4-3
建設水道課	下水道普及促進奨励金・貸付事業	4-3
建設水道課	汚水管清掃事業	4-3
建設水道課	下水道事業経営戦略の策定	4-3
建設水道課	し尿及び浄化槽汚泥処理委託業務	4-4
建設水道課	合併浄化槽設置補助	4-3
建設水道課	下水道BCPのブラッシュアップ	4-3
情報防災室	避難所開設・運営マニュアルの整備	1-1
情報防災室	大雪山火山避難計画の策定	1-2
情報防災室	防災ハザードマップの更新	1-3
情報防災室	総合行政ネットワークシステムの整備	1-6
情報防災室	情報ネットワーク整備事業	1-6
情報防災室	防災無線の更新	1-6
情報防災室	Jアラートの更新	1-6
情報防災室	情報ネットワーク整備事業	1-6

所管課	推進事業名	リスク評価
情報防災室	災害協定の締結	2-1
情報防災室	防災備蓄品の充実	2-1
情報防災室	防災訓練の計画・実施	2-2
情報防災室	災害時職員初動マニュアル更新	3-1
教育委員会	かみんぐホール壁補修工事	1-1
教育委員会	かみんぐホールエレベーター改修工事	1-1
教育委員会	かみんぐホール受電設備改修工事	1-1
教育委員会	非常用発電機更新工事	1-5
教育委員会	かみんぐホール温水器更新工事	1-5
教育委員会	かみんぐホール空調設備更新工事	1-5
教育委員会	かみんぐホール空調配管更新工事	1-5
医療センター	自家発電設備等の購入	2-4
給食センター	旧給食センター解体工事事業	1-1
給食センター	給食センター駐車場整備工事事業	1-1